福原小学校いじめ防止基本方針



友くんと愛ちゃん

令和2年4月

川越市立福原小学校

目 次

I 基本方針

- 1 いじめに対する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめを認知する際の方針
- 4 いじめ防止等に関する基本理念
- 5 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針
- 6 いじめの未然防止に関する指針
- 7 いじめの早期発見に関する指針
- 8 いじめの対応に関する指針
- 9 学校関係者評価による取組の検証
- 10 その他の留意事項
- Ⅱ 重大事態への対応
- Ⅲ その他の留意事項
- IV 関係機関との連携
- V いじめ防止年間計画

I 基本方針

1 いじめに対する基本理念

- ・いじめは人として許されない行為である。
- 保護者、地域、学校でのいじめについて共通認識を持つ。
- ・「学校いじめ対策委員会」の指導のもと、いじめ防止教育の促進、早期発見、早期 対応の強化を図る。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している 当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響 を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行 為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対 策推進法」第2条第1項)

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめを認知する際の方針

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判定は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う。また、いじめの認知については、 複数の教職員による組織(学校いじめ対策委員会等)をもって行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合 もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、 いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめられている児童の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの事実確認においては、当該児童の保護者と連携して対応する。また、 地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

4 いじめの防止等に関する基本理念

- (1)全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- (2)「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童において、いじめをしない心を育てる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている児童を守る事を共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

5 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

- (1) に係る対策の方針
 - ①児童からいじめのサインを見逃さないようにする。
 - ②いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめられている児童を絶対に守り通すとともに、いじめをしている児童には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (2) に係る対策の方針
 - ①日常的にいじめの問題について触れ、児童に、いじめを絶対に許さない態度を育てる。
 - ②いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。
- (3) に係る対策の方針
 - ①学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するととも に、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

6 いじめの未然防止に関する指針

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校は、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者になることなく、積極的に解決しようとする児童の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、あらゆる機会において継続的・計画的な指導を 充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目に付く場所に掲示するなど、 児童と教職員が認識を共有する。
- (4) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (5) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたわかる授業を実現し、基礎学力の定着、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。その際、学力に対する自信のなさや不安を取り除き、自己肯定感や自己有用感を高めるための指導法の改善を図っていく。
- (6) 児童が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人一人が活躍できる機会を提供する。
- (7) 児童がいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (8) 学習面及び生徒指導面の両面における9年間を見通した指導体制の充実を図るため、連携を一層推進する。個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

7 いじめの早期発見に関する指針

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

(1) 日常的な児童相互の人間関係の把握に努める。特に遅刻や欠席の増加、服装

や言葉遣いの乱れ等の変化はいじめに関する予兆の可能性と捉え、生徒指導委員会で情報を共有し、早期対応を行っていく。

- (2) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、児童及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を通し、日頃から児童の様子や行動に機を配る。
- (4) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童を見 守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトやSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、 教育相談等によりいじめの実態を掴む。

8 いじめの対応に関する指針

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ②「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ③いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ④発見・通報を受けた教職員は、「学校いじめ対策委員会」に直ちに報告する。
 - ⑤報告を受けた学校いじめ対策委員会は組織として速やかに関係児童から事情を聞き取り、いじめであるか否かを判断する。
 - ⑥校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、各担任は被害・ 加害児童の保護者に連絡する。
 - ⑦指導に困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれが ある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。
 - ⑧いじめに係る情報や対応の経緯等については、児童ごとに全て記録し、情報 の共有化を図る。

(2) いじめを受けている児童及びその保護者への支援

- ①いじめを受けている児童から、事実関係の聞き取りを行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ②状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている児童の安全を確保する。
- ③いじめを受けている児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ④状況に応じて、いじめをしている児童を別室で指導する。
- ⑤必要に応じて、いじめを受けている児童の心のケアのため、さわやか相談員 やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ⑥解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。必要に応じて、長期休業前の指導や長期休業中の家庭との連絡等、 定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをした児童への指導及びその保護者への助言

- ①いじめをしたとされる児童から、事実関係の聞き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。
- ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ③いじめた児童への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産 を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめをした児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
- ⑤個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応 をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する 行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ①インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
- ②必要に応じて、法務局、警察署と連携して対応する。
- ③ネットパトロールと連携し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ④インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組 について周知する。
- ⑤パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。
- ⑥計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な 人権侵害に当たり、いじめを受けている児童に深刻な傷を与えかねない行為 であることを理解させる。

9 学校関係者評価による取組の検証

問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。取組状況等の検証については、学校いじめ対策委員会が行う。

10 その他の留意事項

- (1) 校内研修の充実
 - ・学校いじめ防止年間計画に基づき、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問 題等に関する校内研修を行う。
- (2) 校務の効率化
 - ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務の効率化を図る。
- (3) いじめの解消
 - ・いじめの解消には、その行為が3ヶ月以上止んでいることと、該当児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを該当児童及び保護者との面談等で確認することの2つが必要となる。なお、「解消している」と判断した後もいじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえて、関係児童の人間関係等について日常的に注意深く見守る。
- (4) 遡れる資料の作成
 - ・いじめの始めは見極めることが難しいため、日常の児童間通しのトラブルに は適切な指導入れるとともに、その指導内容・概要・経過観察を記録してい く。

Ⅱ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

1 重大事態とは、いじめにより、児童が次のような状況に至った場合とする。

- ①児童が自殺を企図した
- ②身体に重大な傷害を負った
- ③金品等に重大な被害を被った
- ④精神性の疾患を発症した
- ⑤相当の期間(30日)学校を欠席することを余儀なくされた
- ⑥その他校長や教育委員会が認めるもの

2 重大事態が発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるのか対策委員会になるのかを確認する。

3 重大事態の調査について

- ①学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実 関係を明確にするための調査を実施する。
- ②調査組織の構成については、学校いじめ対策委員会を母体として、必要に応じて専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、 いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどの ように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。

4 いじめを受けている児童からの聴き取りが可能な場合

- ①事実関係の確認とともに、いじめをしている児童への指導を行い、いじめ行 為を止める。
- ②いじめを受けている児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先 として調査を実施する。
- ③いじめを受けている児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けている児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

5 いじめを受けている児童からの聴き取りが不可能な場合

- ①児童の入院や死亡など、いじめを受けている児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。
- ②調査方法としては、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査が考えられる。

(自殺の背景調査における注意事項)

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自 殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調 査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証 し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うこと が必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の調査については、法第28条第 1項に定める調査に相当することとなり、その調査の在り方等については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にする。

- ①背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、 学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調 査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④詳しい調査を行うに当たり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を 行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対 する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と 合意しておくことが必要である。
- ⑤調査を行う組織については、学校いじめ対策委員会を基に、弁護士、精神科医、 学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する 者ではない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する よう努める。
- ⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、 客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧調査を行う場合においては、教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

6 調査結果の提供

- ①調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者 に対し適切に提供する。
- ②いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を 提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係〔い つ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ 背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がど のように対応したかなど〕について、いじめを受けた児童やその保護者に対し て説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
- ③これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。
- ④アンケートによる調査については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する。
- ⑤調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要 な指導及び支援を受ける。

7 調査結果の報告

- ①調査結果については、学校は教育委員会に報告する。(「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)
- ②上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、 調査結果の報告に添えて市長に送付する。

8 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

Ⅲ その他の留意事項

1 組織的な指導体制

- ①校長を中心に全職員が一致協力体制を確立する。
- ②「学校いじめ対策委員会」の構成員については、各学校生徒指導部会を中心 に必要に応じて、自治会長やPTA役員、さわやか相談員、スクールカウン セラー等を含むものとする。
- ③「学校いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ④いじめ問題等に関する記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学の際、適切に引き継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ⑤学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たって は、保護者や地域住民の意見も参考にする。

2 校内研修の充実

・いじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に 関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるよう、校務の効率化を図る。

4 学校評価と教員評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況 を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を 評価する。

5 地域や家庭との連携について

・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

IV 関係機関との連携等

1 相談体制の整備

- ①川越市教育センター分室 (リベーラ) におけるいじめ電話相談
- ②友達アンケートの活用
- ③いじめ発見チェックリストの活用
- ④学校いじめ対策委員会の定期的開催
- ⑤中学校でのスクールカウンセラーの活用
- ⑥日々の教職員間での情報収集の活用
- (7)スクールソーシャルワーカーの活用

2 学校いじめ対策委員会の設置

・学校の実情に応じて、関係教職員の他に学校評議員やPTA会長、自治会長等 を加えて組織する。

3 早期発見の支援

・定期的な児童生徒及び保護者対象のアンケート調査を実施する。

4 組織的な取り組み

・川越市いじめ防止年間計画とタイアップした福原小いじめ防止年間計画の策定

5 教職員の指導力向上

- ・いじめ対応マニュアルの作成と、その活用に係る研修会の実施
- ・指導事項記録票の作成
- ・基礎学力の定着へ向けての指導力の向上、体制の構築

6 児童生徒の自主的な取組支援

・川越市教育研究会生徒指導部との連携による、各学校の児童生徒が主体と なったいじめ撲滅に向けた取り組みを児童会活動からも実施する。

7 インターネットや携帯電話を通して行われるいじめの防止

- ・ネットパトロール事業の実施
- ・いじめ対応マニュアル(ネットいじめ編)の作成及び活用に係る研修会の実施

Ⅴ いじめ防止年間計画

実施	活動計画		
	(学:学校 児:児童会 保:保護者)	活動内容	留意点
4月	学:校内研修	・学校の指導方針の周知・徹底	学校におけ
	学:学級づくり	いじめ防止に向けた学級づくり	るいじめの
	保:表札訪問・保護者会	・いじめのない学級づくり(経営方針の徹底)	対応方針の
	学:小中合同研修会①	・いじめ問題に対する学校の方針の説明	確認
5月	学:運動会	・児童保護者に向け、思いやりの重要性を認識	保護者の理
	学:人権作文	・学校の指導方針の確認	解を得る
	学:第1回アンケート調査	・アンケートの実施とそれに関した取り組み	いじめの実
	学:小中合同研修会②	・いじめ問題に関する学校の情報提供	態を把握する
	保:PTA 育成会総会		ري ا
G FI	学:教育相談日	1、10 は12 間より 安能 恒根	フじょ方点
6月	児:第1回生活アンケート	・いじめに関する実態把握 ・個々の生徒の情報交換と対応の検討	子ども自身の力で、いじ
	学:小中合同研修会③ 学:人権標語	・いじめの情報提供と実態の確認、民生児童委員と	
	学: 八惟惊莳学: 保護者会	の意見交換	校を作る
	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	・生活、国語の授業で人権感覚を養う	IX E II &
7月	学:第1回小中連絡協議会	・いじめの実態の把握、児童の変容の確認	地域の理解
	保:青少年健全育成連絡協議会	・地域との連携、今後の取り組みについての話し合	を得る
	学:小中合同研修会④	V	
	学:第1回学校アンケート調査		
	学:個人面談		
8月	学:校内研修	・いじめの把握、初期対応について	小中間の連
	学:小中合同研修会⑤	・校種間連携、いじめをなくす為の取組	携した取組
	保:校内整備	・保護者からの意見聴取	を確認する
9月	学:小中合同研修会⑥	・夏休み後のいじめに関する実態把握	いじめの実
	学:校内研修	・アンケート調査の内容の確認	態を把握す
		・アンケート及び二者面談で把握したいじめ問題へ の対応について	る
10 月	学:校内音楽会	・行事等の活動を通し、児童間の協力、思いやりを	子ども自身
	学:人権絵画	養う	の力で、いじ
	学:教育相談日	・子どもたちの手で、いじめのない学校づくりの推	
	学:小中合同研修会⑦	進を行う	校を作る
11月	学:人権週間	・道徳:各学年共通の資料による指導	子ども自身
	学:ふくはらまつり(人権作文発表)	学級活動:各学年の共通の題材による指導	の力で、いじ
	学: ふくはらドリームまつり	教科:国語、社会	めのない学
	学:保護者会	・児童会活動を通し、児童間の協力、思いやりを養う	校を作る
	学:児童会活動キャンペーン	ヮ ・スローガンの募集と掲示による児童の意識高揚	
	学:小中合同研修会⑧	・いじめの情報提供と実態の確認	
12月	保:保護者会	・保護者からの情報や意見の聴取	いじめの実
	児:第2回生活アンケート	・いじめに関する実態把握	態を把握す
	学:第2回学校アンケート調査	・アンケートからの結果を通し、児童間の協力、思	る
	学:小中合同研修会⑨	いやりを養う	
1月	学:校内研修	・保護者、地域との連携を図る取組について	教員の資質
	学:教育相談日	・冬休み後のいじめに関する実態把握	向上
	学:小中合同研修会⑩		
2月	学:保護者会	・保護者からの情報や意見聴取(アンケート実施)	子ども自身
	学:入学説明会	・いじめの情報提供と実態の確認、民生児童委員と	の力で、いじ
	学:小中合同研修会⑪	の意見交換	めのない学
3月	学:校内研修	・小中連携による情報交換	校を作る 次年度に向
37	字:	・小甲連携による情報交換 ・次年度に向けての取組の検証	が 年度 に 同けての準備
	十・4,1日間測修五份	・次年度の学級編成等での配慮	いてが一門
	I	シィー/ズ・ィ 1 小グル回んグ ユ ノ * / 目口/心	

※定期的に実施していくもの

毎月実施:生徒指導委員会 いじめ防止対策委員会 教育相談委員会